⑱　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⑲　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「港湾等しゅんせつ工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾等しゅんせつ工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については850点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については750点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。

⑹　平成18年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体又は特定ＪＶの代表者は、下記ａ）かつｂ）かつｃ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）グラブ浚渫船にて、120,000㎥以上の浚渫工事又は床堀工事を施工した実績。

ｂ）汚濁防止膜を使用して施工した実績。

ｃ）空気圧送船による海洋埋立工事の施工実績。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記ａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）グラブ浚渫船にて、浚渫工事又は床堀工事を施工した実績。

ｂ）汚濁防止膜を使用して施工した実績。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者１名を当該工事に専任で配置すること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において申請できる監理（主任）技術者は同一の技術者１名とする。（本入札公告１工事概要に記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は同一の１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

「建設業法第26条、建設業法施行令第27条第２項の当面の取扱について」及び「建設業法第26条第３項ただし書」による当該工事同士の技術者の兼務は認めない。

また、競争参加者が特定ＪＶの場合は全構成員が必ず各１名ずつ技術者を配置しなければならない。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の配置予定技術者についての書類を求めず、契約後に要件を満たすことが証明できる書類の提出を求め、資格を有する者であることを確認する。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成18年度以降に、次に掲げる工事の現場に元請けとして従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験を求めない。

①　単体又は特定ＪＶの代表者の配置予定技術者は、下記ａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）グラブ浚渫船にて、浚渫工事又は床堀工事を施工した実績。

ｂ）汚濁防止膜を使用して施工した実績。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成30年度、令和元年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙３）」を申請書の提出時に併せて発注者に提出すること。

⒁　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして競争参加資格を認めない。また、歩掛見積書が提出されなかった場合も競争参加資格を認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

なお、本工事は技術提案の一括審査方式であるため、技術提案は各工事共通とする。

したがって、各工事に共通しない施工区域（工区）に特化した提案内容は評価しない。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　加算点については入札説明書による。